



# 勝手に YES と思い込むのは NO!

<家に来てくれても> <はっきりいやだと言われなくても> <どんな服装でも>  
<ボディタッチされても> <結婚していても・恋人同士でも> <二人きりで食事しても>

## 相手の同意のない性的な行為は、「性暴力」です。



【性暴力に関する相談窓口】 性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず相談を！

### 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎#8891

※全国共通番号、発信場所から最寄りの相談窓口へつながります

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターでは、緊急避妊薬を処方する病院を紹介し  
ます。緊急避妊薬は有効時間があるので早急にご相談ください。

全国のワンストップ  
支援センター一覧▶



性暴力に関するSNS相談  
Cure Time(キュアタイム)  
でも相談できます▶



問い合わせ

企画課

男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

【その他の相談窓口】

・警察庁性犯罪被害相談電話 ☎#8103

※緊急の場合にはためらわずに110番通報をしてください

## カスタマーから「本日中に連絡」 のショートメッセージに注意!

## 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



事例

スマホに、「ご利用料金のお支払い確認が…。本日中にお客  
様センター03636267●●迄ご連絡下さい。」とショートメ  
ッセージが届いた。連絡すると、「サイト料金が解約されず、  
約30万円の請求、明日裁判になる」と説明された。さらに、  
「電話を切らずにコンビニに行き、電子マネーを買え」と強  
引な言い方だった。すぐ支払わなければと思ったが、途中で  
冷静になり、「消費生活センターに相談に行く」と電話を切  
った。今後の対処方法を教えて。(市内50代男性)



この番号に電話しない

- ◆最近、不審な内容のショートメッセージが届いたとの相談が多数寄せられています。このようなメッセージが届いても記載の番号に連絡しないで下さい。
- ◆連絡すると個人情報知られてしまい、「未払い金・慰謝料」などの名目で金銭を要求され「裁判になる」と焦らせます。強引な勧誘には注意しましょう。
- ◆一度支払ってしまうと、弁護士や警察官などの架空の人物から次々に連絡が入り、ありもしない契約で高額な請求を求められます。
- ◆強引な脅し文句などを言われたときは、信頼できる人物に相談しましょう。



アドバ  
イス

困ったときは、  
消費生活センタ  
ーに相談してく  
ださい。